

高齢者向け賃貸住宅・施設の内容

区分	No.	施設等名称 施設等の概要	入居の条件		1戸当たり 床面積	1戸当たり 必要設備	居住費等の 費用負担	設置者
			年齢制限	所得制限				
元気 高齢者	1	サービス付き高齢者向け住宅(※1) 自立した方、要支援・要介護認定を受けている方を問わず、概ね60歳以上の高齢者を対象に安否確認及び生活相談を基本としたサービスを提供する賃貸住宅	おおむね 60歳以上	なし	25㎡以上 (※2)	台所、水洗トイレ、 収納設備、洗面設備、 浴室(※3)	家賃、敷金、礼金、 共益費等を自己負担	民間 事業者 ・法人
	2	ケアハウス(※1) 自立した日常生活に不安がある方に食事や入浴、日常生活上の便宜等のサービスを提供する施設			21.6㎡以上 (有効面積 14.85㎡以上)	トイレ、洗面設備、 収納設備、簡易調理設備、 呼出プザー	事務費(※4)、管理費、 生活費、光熱水費等を自己負担	社会福祉 法人
	3	軽費老人ホーム(A型)(※1) 独立した生活に不安がある方に、食事や入浴、健康管理、日常生活上の便宜等のサービスを提供する施設			6.6㎡以上 (収納設備を除く)	規定なし		
	4	養護老人ホーム(※1) 経済上・環境上の理由(※5)から一人での暮らしが困難な方が市の措置により入所する施設			65歳以上	生計中心者が 市民税非課税	10.65㎡以上	収納設備
ひとり暮らしに不安がある 高齢者	5	有料老人ホーム(※1) 入浴や排泄の介護、食事や日常生活上の便宜等のサービスを提供する施設	おおむね 60歳以上	なし	13㎡以上 (※7)	トイレ、洗面設備、 浴室(共用可)(※7)	家賃、敷金、食費、 管理費等を自己負担	民間 事業者 ・法人
	6	特定施設入居者生活介護施設 (※1)の施設が介護保険の指定を受け介護サービスを提供する施設	要介護の認定を受けた方 (※8)		(※1)の床面積による	(※1)の設備	居住費、食費、光熱水費等を自己負担 介護サービス利用料は1割負担	(※1)の事業者 ・法人
	7	認知症対応型共同生活介護グループホーム 認知症のため在宅生活が困難な方が入居する施設	要介護の認定を受けた方 (※9)		7.43㎡以上 (収納設備を除く)	収納設備	居住費、食材費、光熱水費等を自己負担 介護サービス利用料は1割負担	民間 事業者 ・法人
	8	特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設) 常時介護が必要で、在宅生活が困難な方が入所する施設	要介護の認定を受けた方 (※10)		10.65㎡以上 (ユニット型(※11) 13.2㎡以上)	収納設備、 呼出プザー	居住費(※12)、食費(※12)、 光熱水費等を自己負担 介護サービス利用料は1割負担	社会福祉 法人
	9	介護老人保健施設 在宅に復帰するためのリハビリサービスを中心に提供する施設	要介護の認定を受けた方		8㎡以上 (ユニット型(※11) 13.2㎡以上)	収納設備、 ナースコール		医療法人等
	10	介護医療院 長期の療養と介護を必要とする方が入所する施設			8.0㎡以上	収納設備 ナースコール	医療法人	

【※印の説明】

※印の番号	説明
(※1)	介護保険法に定める人員・設備等の基準を満たした場合、介護保険事業所の指定を受けて、入居者に対して直接、介護サービスを提供することができます。(特定施設入居者生活介護)
(※2)	賃借人が共同して利用するために十分な面積を有する居間、食堂及び台所等の共用設備がある場合は18㎡以上
(※3)	共用スペースに賃借人が共同して利用するための適切な台所、収納設備及び浴室を備えている場合は、各戸に水洗トイレと洗面設備を備えていれば可
(※4)	事務費は入居者の前年の対象収入額により減額される場合があります。(減額された事務費は、市が施設に補助しています。) 【1カ月の自己負担額は、入居者の前年対象収入額により、おおむね10～18万円/月ぐらいの範囲です。】
(※5)	家族や住居の状況など、現在置かれている環境下では在宅生活が困難な場合。
(※6)	事務費及び生活費は、入所者の前年の対象収入により減額・免除されます。 【1カ月の自己負担額は、入居者の前年対象収入額によりおおむね0円～9万円ぐらいの範囲(別に扶養義務者の負担あり)】
(※7)	郡山市有料老人ホーム設置運営指導指針による基準
(※8)	「介護専用型」特定入居者生活介護施設は、要介護者のみが入居できます。「介護専用型以外(混合型)」の特定入居者生活介護施設は、要介護者以外の方でも入居できます(施設により入居条件あり)。
(※9)	事業所が介護予防サービスの指定を受けている場合は、要支援2の方も入居できます。
(※10)	入所に際しては、各施設において要介護度や家庭環境等を勘案し入所判定を行います。
(※11)	食堂・リビング等の共同生活スペースを囲むように配置された居室
(※12)	居住費及び食費については、所得に応じた介護保険負担限度額制度があります。